

地方消費税の引き上げ分に係る地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる経費

地方消費税交付金 533,000千円のうち

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 293,150 千円

(歳出) ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 5,766,666 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

款	項	目	事業費	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県 支出金	地方債	その他	地方消費 税交付金 (社会保障 財源化分)	その他	
3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	239,999	17,809	3,000	83,597		135,593	
		3.老人福祉費	695,209	2,669		44,770	108,493	539,277	
		4.社会福祉施設費	31,782			1,489		30,293	
		5.人権・同和対策費	7,801	462				7,339	
		6.重度障がい者医療対策費	80,220	34,785		10,000		35,435	
		7.障害者対策費	1,034,941	756,100		23,250	42,808	212,783	
		8.介護保険対策費	513,275	26,880		21,000	77,947	387,448	
		9.地域支援事業費	148,434	853		137,672		9,909	
	2.児童福祉費	1.児童福祉総務費	55,176	9,789		1,330		44,057	
		2.児童措置費	583,538	421,877				161,661	
		3.子ども医療対策費	86,798	40,156		800		45,842	
		4.ひとり親家庭等医療対策費	16,113	7,983		10		8,120	
		5.民間保育所費	522,538	355,458		41,877		125,203	
		6.一般保育所費	428,579			47,047	63,902	317,630	
		7.広域保育所費	13,387	9,428		1,818		2,141	
	3.生活保護等対策費	9.放課後児童対策費	105,971	69,749				36,222	
		10.地域子育て支援事業	32,502	17,184		2		15,316	
		1.生活保護等総務費	69,116	17,113				52,003	
	4.衛生費	1.保健衛生費	2.扶助費	722,349	560,139				162,210
			1.保健衛生総務費	197,431	19,239		35,527		142,665
			2.予防費	115,061	4,654		817		109,590
3.健康増進対策費			63,761	3,156		6,412		54,193	
		6.食育対策費	2,685			14	2,671		
合 計			5,766,666	2,375,483	3,000	457,432	293,150	2,637,601	

※ 本表は、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)に基づき作成するものであり、消費税率引上げ分について、社会保障政策に要する経費へ充当していることを明示するものである。